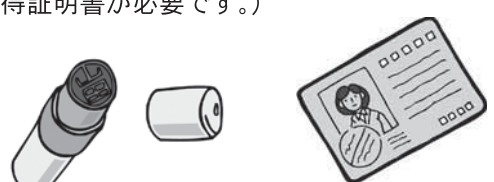


国民年金からのお知らせ

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる制度がありますので、役場の年金窓口で手続きをしてください。

区分	該当する方・条件など	手続きに必要なもの
第1号被保険者の免除制度	申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の前年の所得により判定されるほか、失業した場合などの理由でも免除が承認されることがあります。免除の承認期間は、7月から翌年の6月まで。前年から引続き免除の承認を希望される方、または新たに免除を希望される方は申請が必要です。 ※全額免除（失業や天災等を理由とした場合を除く）の該当者は継続申請ができます。	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳または基礎年金番号がわかるもの 印鑑 所得証明書（※） 学生納付特例の申請をする方は在学証明書または学生証 失業などを理由とする場合は「雇用保険受給資格者証」または「離職票」
学生納付特例制度	20歳以上の学生が申請し承認されると、保険料の納付が卒業まで猶予される制度です。（申請は毎年度必要）。学生納付特例を受けるには、大学や短大専修学校など各種学校に在学し、学生本人の前年の所得が一定以下であることが条件です。	<ul style="list-style-type: none"> 失業などを理由とする場合は「雇用保険受給資格者証」または「離職票」
若年者納付猶予制度	20歳代の第1号被保険者が申請し承認されると、保険料の納付が猶予される制度です。若年者納付猶予を受けるには、本人とその配偶者の所得が一定以下であることが条件です。	<ul style="list-style-type: none"> ※平成26年1月1日に安平町に住民登録がない方は前住所地から「平成26年度の所得証明書」を取り寄せてください。（申請する年度によっては、平成23年度、平成24年度、平成25年度分の所得証明書が必要です。） 

◆平成26年度の免除等の受付は、平成26年7月1日から開始され、平成26年7月分から平成27年6月分までの期間を対象として審査をします。

なお、過去2年（2年1か月前）までさかのぼって免除申請ができるようになりましたので、複数年度の申請を希望される場合は、年度毎の申請書の提出が必要です。

窓口・問合せ 住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎） ☎ 2940
健康福祉課住民サービスグループ（追分庁舎） ☎ 2411

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

日本年金機構から送られた納付書で、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また口座振替による納付には割引もあります。